

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 林業課

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律	法令番号	平成8年法律第45号
手続名	林業労働力確保支援センターに対する監督命令	根拠条項	第23条
処分基準	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第4章の規定を施行するために必要な限度において、林業労働力確保支援センターに対し、法第12条各号に掲げる業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。</p>		
	対応区分	<p>1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 林業課</p> <p>交付機関 林業課</p>